

保証制度（変更）のご案内

県・災害復旧対策資金（３）（平成２３年台風１２号災害復旧対策資金）

保証対象	<p>従前【責任共有対象】</p> <p>台風１２号により県内の事業所その他主要な事業用資産が直接の被害を受けたことについて、所在地の市町村長の罹災証明書の交付を受けた方、又は県内の被災地域において、台風１２号に起因して売上高（建設業にあつては、完成工事又は受注残高、以下売上高等という）が減少しており、次のいずれかに該当することについて所在地の市町村長の認定書の交付を受けた方</p> <p>(イ) 台風発生後の最近３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して１０％以上減少していること</p> <p>(ロ) 台風発生後の最近１ヶ月間の売上高等が前年同月に比して１０％以上減少しており、かつ、その後２ヶ月間を含む３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して１０％以上減少することが見込まれること</p> <p>追加【責任共有対象外】</p> <p>セーフティネット保証４号の指定地域において、１年以上継続して事業を行っており、台風１２号に起因して、最近１ヶ月間の売上高等の実績に加えて、その後２ヶ月間の売上高等が前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれる方（中小企業信用保険法第２条第４項第４号の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定書の交付を受けた方）で、事業活動に支障を生じている方</p> <p>【セーフティネット保証４号の指定地域】 田辺市・新宮市・日高川町・古座川町・那智勝浦町・紀美野町・北山村</p>
保証限度額 (１企業当たり)	[運転・設備資金] 8,000万円以内
保証期間	[運転・設備資金] 10年以内 (うち据置期間2年以内)
保証料率	<p>【従前分】 年0.45%～1.30% (別途、中小企業会計準拠の定性要因に係る割引・有担保割引適用あり)</p> <p>【追加分】 年0.61% (別途、中小企業会計準拠の定性要因に係る割引あり)</p>
連帯保証人	<p>[個人] 原則として、不要</p> <p>[法人] 原則として、代表者のみ</p>
担保	必要に応じて徴求
貸付利率	年1.20%
取扱期間	<p>【従前分】 平成23年10月1日～平成24年3月31日</p> <p>【追加分】 平成23年11月25日～平成24年2月24日</p>
取扱金融機関	和歌山県制度融資取扱金融機関
備考	※ 県・災害復旧対策資金(1)(2)(台風12号災害復旧対策資金)の変更はありません。

各信用保証制度については、[保証協会本所または田辺支所各担当窓口](#)へご照会下さい。